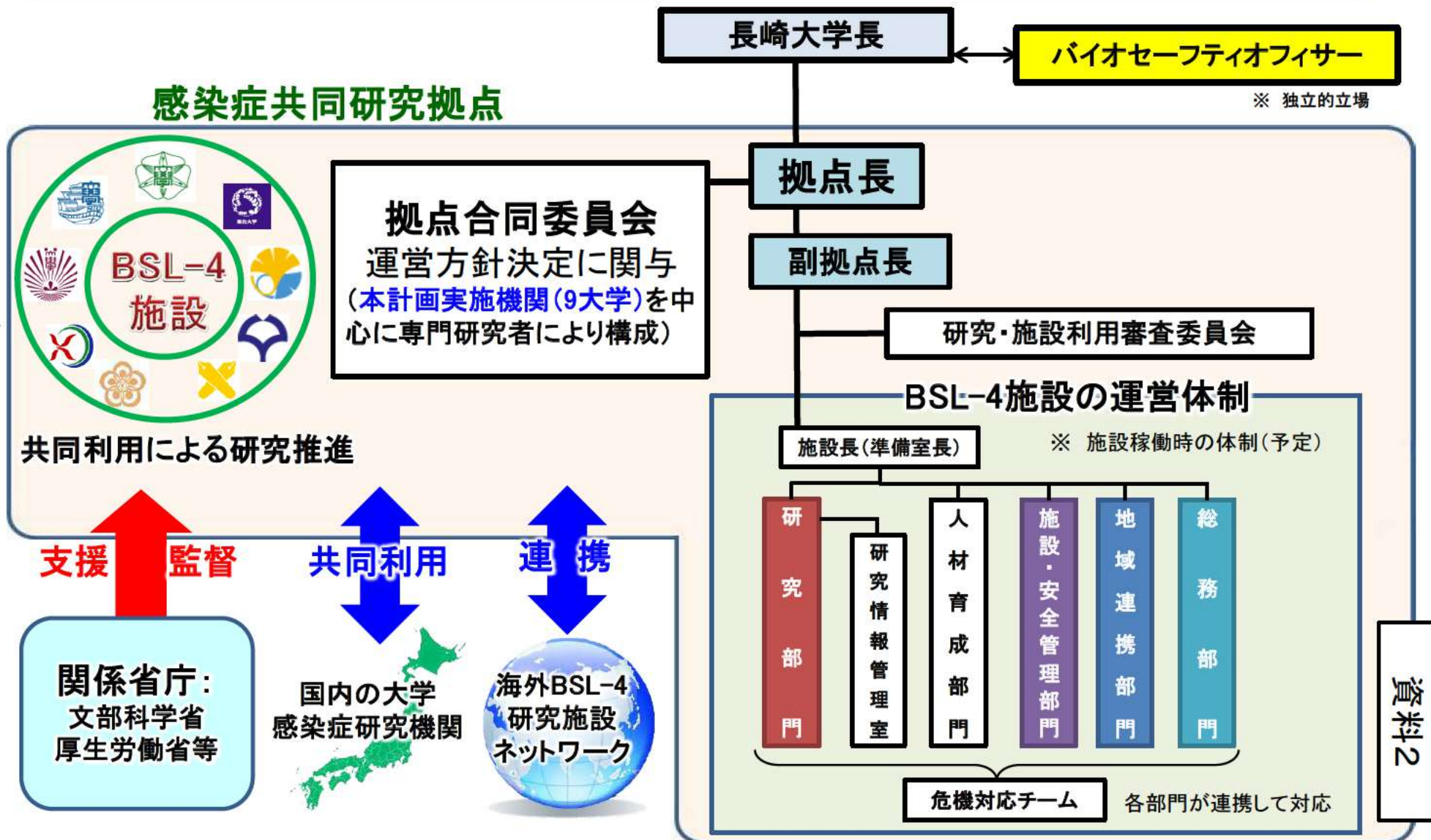


長崎大学を中心に本計画実施機関(9大学)とともに、高度安全実験(BSL-4)施設を中核とした感染症拠点の形成を目指し、共同利用体制を構築。



## 長崎大学感染症共同研究拠点要項

平成29年4月1日  
学長裁定

(設置)

第1条 長崎大学（以下「本学」という。）に、国、地方公共団体、国内外研究機関及び地域との緊密な連携を通して、高度安全実験（BSL-4）施設を用いた感染症研究による成果を創出し、広く世界や地域社会に還元することを目的とした長崎大学 感染症共同研究拠点（以下「拠点」という。）を置く。

(部門及び準備室)

第2条 拠点に、研究部門、施設・安全管理部門、地域連携部門及び総務部門並びに高度安全実験（BSL-4）施設設置準備室（以下「準備室」という。）を置く。

2 前項の準備室に関し必要な事項は、別に定める。

(研究部門)

第3条 研究部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究計画の策定に関すること。
- (2) 国内研究機関からの研究者の受入れに関すること。
- (3) その他研究に関すること。

(施設・安全管理部門)

第4条 施設・安全管理部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 特定一種病原体等所持者の指定に係る調整に関すること。
- (2) 研究の安全管理に関すること。
- (3) 高度安全実験（BSL-4）施設の安全管理に関すること。
- (4) その他研究及び施設の安全管理に関すること。

(地域連携部門)

第5条 地域連携部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究成果の紹介等に関すること。
- (2) 地方公共団体及び地域住民との協議会に関すること。
- (3) その他地域との連携に関すること。

(総務部門)

第6条 総務部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 関係省庁及び地方公共団体との連絡調整に関すること。
- (2) 予算要求原案の作成に関すること。
- (3) 事務に関すること。
- (4) その他管理運営に関すること。

(職員)

第7条 拠点に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 拠点長
- (2) 副拠点長
- (3) 準備室長
- (4) 研究部門長，施設・安全管理部門長，地域連携部門長及び総務部門長（以下「部門長」という。）
- (5) 専任教員
- (6) 兼務教員
- (7) 事務職員
- (8) その他必要な職員

2 前項第2号から第8号までの職員は，拠点長の命を受け，拠点の業務に従事する。

（拠点長）

第8条 拠点長は，学長が指名する者をもって充てる。

2 拠点長の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。

3 拠点長は，拠点の業務を掌理し，所属職員を監督する。

4 拠点長は，必要があると認めるときは，拠点の運営に係る重要事項について，高度安全実験（BSL-4）施設を中核とした感染症研究拠点の形成に関する協定書に基づく高度安全実験感染症共同研究に係る拠点合同委員会に諮問するものとする。

（副拠点長）

第9条 副拠点長は，学長が指名する理事，副学長又は学長特別補佐をもって充てる。

2 副拠点長は，拠点長を補佐し，拠点長に事故があるときは，副拠点長がその職務を代行する。

（準備室長）

第10条 準備室長は，拠点の専任教員のうちから学長が任命する。

2 準備室長は，準備室の業務を総括する。

（部門長）

第11条 部門長は，第7条第1項第5号から第7号の職員のうちから，拠点長の推薦に基づき，学長が任命する。

2 部門長の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。

3 部門長は，各部門の業務を掌理し，各部門の職員を監督する。

（兼務教員）

第12条 兼務教員は，本学の教員のうちから，拠点長の推薦に基づき，学長が任命する。

2 兼務教員の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。

3 兼務教員は，所属する部門の業務を処理する。

（拠点会議）

第13条 拠点に，拠点会議を置く。

2 前項の拠点会議に関し必要な事項は，別に定める。

（専門家会議）

第14条 拠点に，専門家会議を置く。

2 前項の専門家会議に関し必要な事項は，別に定める。

（拠点連絡会議）

第15条 拠点に，拠点連絡会議を置く。

2 前項の拠点連絡会議に関し必要な事項は，別に定める。

(事務)

第16条 拠点の事務は，関係各課等の協力を得て，拠点において処理する。

(補則)

第17条 この要項に定めるもののほか，拠点に関し必要な事項は，別に定めることができる。

附 則

この要項は，平成29年4月1日から施行する。